○農林水産省告示第千五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村丙字慶地五五九の三九、字池ノ鶴七四六の二・字慶地五五九の三七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡新郷村大字戸来字雨池一一の二二四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　茨城県東茨城郡城里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び城里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字新野三七二〇の一・三七二〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七二〇の七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市龍江一七八二の八・一七八二の一四・一八四四の五・一八四五の二（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第千二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十二年九月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

打越沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和六年内務省告示第二百八十号で指定した次の土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯四八二番一の土地の区域を除く。）

群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯

四五四番一四　一号

四五四番四　二号及び三号

四五四番七　四号

四八七番一　五号

○国土交通省告示第千二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規定（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

打越上沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字下打越

四七七番四　一号、三号から六号まで

四七七番五　二号

四七八番一　十三号

四七八番二　十二号

四八〇番一　九号及び十号

四八〇番二　十一号

○国土交通省告示第千二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年八月二十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の住所	製造者の名称	
第4970号	航海用レーダー反射器	T－RF08－C－245－12型	トーテックス株式会社	埼玉県上尾市大字上野765番地

○国土交通省告示第千二十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年八月二十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4973号	ナブテックス受信機(日本語用)	NCR－733	日本無線株式会社	プリンタを標準構成品からオプション品へ変更

○国土交通省告示第千二十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年八月二十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月十三日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4971号	飲料水	アルプスユミヤン	島田燈器工業株式会社	外袋の切り込み位置を変更したものをオプションとして追加する。

四八一番一　三十五号及び三十六号

四八一番二　三十七号から三十九号まで

四八一番三　七号及び八号、二十九号から三十四号まで

群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山

四五四番四　十四号から二十八号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

打越下沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字下打越

四八五番一　一号

四八七番一　二号及び十三号

四八七番三　三号

四九〇番一　十二号

四九〇番三　十一号

群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山

四五四番七　四号から十号まで